

資料編

1	計画の検討経過	83
2	委員会等の概要	84
3	京田辺市環境基本計画推進委員会委員名簿	85
4	ワークグループ経過（実施概要）	86
5	第2次京田辺市環境基本計画 中間見直しワークグループ 参加者名簿	88
6	京田辺市生活環境基本条例	89
7	京田辺市環境基本計画推進委員会設置条例	92
8	京田辺市環境基本計画推進委員会規則	93
9	用語解説	94

1. 計画の検討経過

年	月	委員会等
令和元年	7月	○第2次京田辺市環境基本計画推進委員会【第1回】
	9月	○第2次京田辺市環境基本計画中間見直し ワークグループ【第1回】
	10月	○第2次京田辺市環境基本計画推進委員会【第2回】 ○第2次京田辺市環境基本計画中間見直し ワークグループ【第2回】
	11月	○第2次京田辺市環境基本計画中間見直し ワークグループ【第3回】 ○関係各課検討（意見照会【11/6～11/22】）
	12月	○第2次京田辺市環境基本計画推進委員会【第3回】 ○府内各課検討（意見照会【12/27～1/15】）
令和2年	1月	○経営会議
	2月	○経営会議
	3月	○市議会建設経済常任委員協議会
	3月 ～4月	○第2次京田辺市環境基本計画改訂版（素案）に係るパブリックコメントの実施
	4月	○経営会議
	5月	○市議会建設経済常任委員協議会

2. 委員会等の概要

○委員会

時 期	内 容
令和元年 7 月 10 日 (水)	○令和元年度 第 1 回京田辺市環境審議会 ・第 2 次京田辺市環境基本計画の進捗状況について ・環境基本計画見直しのスケジュールについて ・環境基本計画見直しのポイントについて ・アンケート調査及びワークグループについて
令和元年 10 月 2 日 (水)	○令和元年度 第 2 回京田辺市環境審議会 ・アンケート調査の結果速報について ・ワークグループの実施状況について ・第 2 次京田辺市環境基本計画中間見直しについて
令和元年 12 月 2 日 (月)	○令和元年度 第 3 回京田辺市環境審議会 ・第 2 次京田辺市環境基本計画中間見直しについて ・アンケート調査の結果について ・ワークグループの結果について

○ワークグループ

時 期	内 容
令和元年 9 月 5 日 (木)	○第 2 次京田辺市環境基本計画中間見直し 第 1 回ワークグループ ・オリエンテーション ・京田辺市の環境の基礎 ・環境基本計画と近年の動向 ・ワークグループ ・京田辺の環境を振り返る～京田辺の環境の良いところ・課題
令和元年 10 月 7 日 (月)	○第 2 次京田辺市環境基本計画中間見直し 第 2 回ワークグループ ・オリエンテーション ・京田辺市における市民や学生の取組 ・持続可能な地域づくりを巡る動向 ・ワークグループ ・持続可能な地域づくりに向けて
令和元年 11 月 8 日 (金)	○第 2 次京田辺市環境基本計画中間見直し 第 3 回ワークグループ ・オリエンテーション ・アンケート調査結果等 ・ワークグループ ・持続可能な地域づくりに向けた戦略

3 京田辺市環境基本計画推進委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

委員会規則 第2条中の各号	委員会 役職	氏名	所属	役職等
(1) 市議会議員		岡本 亮一 おか もと りょう いち	市議会建設経済常任委員会	委員長
		秋月 健輔 あき づき けん すけ	市議会建設経済常任委員会	副委員長
(2) 学識経験者	委員長	郡嶽 孝 ぐん じま たかし	同志社大学名誉教授	教授
	職務代理	光田 重幸 みつた しげ ゆき	同志社大学理工学部	非常勤講師
(3) 各種団体の代表		山本 邦彦 やま もと くに ひこ	公益社団法人薪甘南備山保存会	代表理事
		荒川 清 あら かわ きよし	きょううたなべ環境市民 パートナーシップ	会長
		山下 明子 やま した あき こ	京田辺市観光協会	理事
		米田 泰子 よね だ やす こ	京田辺エコパークかんなび	代表
		林善嗣 はやし よし つぐ	京田辺市農業委員会	会長
		尾谷 亨 お だに とおる	京田辺市立田辺東小学校 (京田辺市立小・中学校教頭会)	教頭
(4) 事業者の代表		安岡 隆司 やすおか たかし	京都やましろ農業協同組合	理事
		太田 邦彦 おおた くに ひこ	株式会社椿本チエイン 京田辺工場	総務課長
		寺本 綾乃 てら もと あや の	京田辺市商工会	女性部長
		森田 政利 もり た まさ とし	京田辺市経済環境部	部長
(5) その他市長が 適當と認める者		西田 保次 にしだ やす じ	京田辺市民公募	
		中嶋 彩乃 なかしま あや の	同志社ローム記念館プロジェクト 「えこまな@京田辺」	同志社大学 理工学部1年生
		野口 研 のぐち けん	同志社ローム記念館プロジェクト 「えこまな@京田辺」	同志社大学 理工学部3年生

令和元年7月10日現在

4 ワークグループ経過（実施概要）

○日 時：令和元年9月～11月の平日午後、毎月1回3時間程度、計3回実施

○場 所：京田辺市役所 3階 305会議室など

○参加者数：延べ約60名（事務局関係者を含む）

※ワークショップの基本的なメンバー構成：27名（団体15名、学生5名）

+事務局関係者7名

○目 的：第2次京田辺市環境基本計画を中間見直ししていくにあたり、きょうたなべ環境市民パートナーシップ会議等の市民・事業者・学生などの声を聞き、その内容を計画見直しにできる限り反映するためにワークグループを開催した。

＜環境基本計画への反映＞

京田辺市の持続可能な地域づくりに向け、多様な主体でどのような取り組みを行えば良いかについてアイディアを出し提案としてまとめた。これらの意見や提案は環境基本計画改定版における、重点的な取り組み等について検討する際の参考として活用した。

ワークショップの様子



○内 容 :

	目的	ワークショップのテーマ
第1回 参加者 26名	・自己紹介 ・京田辺市の環境の概要を知る	・自己紹介 ・京田辺の環境をふりかえる（良いところ、課題）
第2回 参加者 21名	・市民の取り組みを知る ・未来の京田辺の持続可能なまちの姿	・持続可能な地域づくりに向けた提案として深めるテーマについて
第3回 参加者 15名	・持続可能な地域づくりに向けた戦略	・前回決定したテーマについて班ごとに持続可能な地域づくりに向けた戦略を提案してまとめ・発表

●結果概要

○1班

テーマ	地域密着社会を作る
タイトル	何か良いことがある！得する！ システム
何を（取組内容）	A.地産地消 B.清掃活動（不法投棄）（生ごみコンポスト） C.居場所づくり（茶話会）
どのように、どうする（具体的な方法）	A.生産者と販売者と市民にメリットを理解 安心・安全・うまい B.不法投棄対策、生ごみコンポスト導入 C.世代を超えた交流。智恵のリレー、悩み相談

○2班

テーマ	美しい自然 美しい町（循環型社会）
タイトル	ごみ・CO2・食品ロスゼロ
何を（取組内容）	生ごみ・自然エネルギー
どのように、どうする（具体的な方法）	食べるだけ購入 料理の手法 土に戻す 食品の再分配 電力を再生可能エネルギーに変更

○3班

テーマ	市民1人1人の環境意識の向上 “みんなで” やる
タイトル	楽しみながら意識の向上
何を（取組内容）	ごみ問題、食育、自然環境保全、CO2削減、再生可能エネルギー普及
どのように、どうする（具体的な方法）	一斉清掃 ごみ処理方法を学ぶ 食べきり 植物観察、ピクニック（歴史・防災）、市民発電ファンド

5 第2次京田辺市環境基本計画 中間見直しワークグループ 参加者名簿

区分	氏名	所属等	班
団 体	荒川 清	きょうたなべ環境市民パートナーシップ 会長	1
	西田 保次	きょうたなべ環境市民パートナーシップ 副会長	2
	大田 外之	きょうたなべ環境市民パートナーシップ てくてく見て歩きの会 リーダー	3
	紺藤 建夫	きょうたなべ環境市民パートナーシップ てくてく見て歩きの会	1
	石原 武美	きょうたなべ環境市民パートナーシップ ゆうゆうサイクルの会 リーダー	2
	重定 勝哉	きょうたなべ環境市民パートナーシップ ゆうゆうサイクルの会	3
	近藤 和爲	きょうたなべ環境市民パートナーシップ 自然チーム リーダー	1
	星島 孝生	きょうたなべ環境市民パートナーシップ 自然チーム	2
	山本 和仁	きょうたなべ環境市民パートナーシップ もったいないチーム リーダー	3
	江平 愛子	きょうたなべ環境市民パートナーシップ もったいないチーム	1
	米田 泰子	京田辺エコパークかんなび 代表	2
	井岡 千鶴	京田辺エコパークかんなび	3
	島崎 智恵美	京田辺エコパークかんなび	1
	佐野 良一	フードバンク京田辺 代表	2
	有地 淑羽	フードバンク京田辺	3
学 生	野口 けん研	同志社大学 同志社ローム記念館プロジェクト えこまな@京田辺	1
	堀井 晓斗	同志社大学 同志社ローム記念館プロジェクト えこまな@京田辺	2
	河藤 千香子	同志社大学 同志社ローム記念館プロジェクト えこまな@京田辺	3
	西田 晃大	同志社大学 同志社ローム記念館プロジェクト えこまな@京田辺	1
	藤井 紀帆	同志社大学 同志社ローム記念館プロジェクト えこまな@京田辺	3

6 京田辺市生活環境基本条例

平成6年6月30日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業を行う者をいう。
- (2) 市民 市内において住所を有する者及び土地若しくは建物を所有、管理又は占有する者をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 事業活動その他の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康が損なわれ、又は快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 良好的な環境は、人類共通の財産であり、その下で健康かつ安全で文化的な生活を営むことはすべての人間にとての基本的な権利であるとともに、また、環境の保全は、市の積極的な施策の推進とこれに対する事業者及び市民の協力によって、現在の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵澤を享受することができるようになり、良好な環境が将来の世代に引き継がれるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、環境保全に關しすべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行動し、環境の保全上の支障が未然に防がれるよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、京都府その他の関係団体と協力し、環境保全のための施策を策定し、それを実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び市民が環境保全について理解を深め、環境保全に関する活動意欲が増進されるよう広報活動その他必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、悪臭、汚水、騒音、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境を保全するための必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境保全のため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、製品等が使用され、又は廃棄される場合適正な処理を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境保全のため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境保全上の施策)

第7条 市は、環境保全のため、次に掲げる施策を策定し、実施するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 緑化保全、土採取、残土埋立その他自然保護
- (2) 水質汚濁、大気汚染、騒音等の防止
- (3) 交通安全、防災及び防犯
- (4) 秩序ある開発行為
- (5) 歴史及び文化的遺産の保全
- (6) 美化思想の普及
- (7) その他良好な環境保全

(環境保全基準)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため必要と認めた場合は環境保全基準を定めることができる。

(指導及び助成)

第9条 市は、事業者及び市民又はこれらの者により組織される団体が自発的に行う緑化活動、廃棄物の減量・リサイクル推進活動及び環境への負荷の低減に関する活動が促進されるように必要な指導及び助成の措置を講ずるものとする。

(監視等)

第10条 市は、環境保全に関する施策を適正に実施するため必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備を行わなければならない。

2 市は、環境保全上支障となる場合は、立入調査をすることができる。

(勧告及び命令)

第11条 市は、環境保全上の支障を排除又は防止する必要があると認めたときは、その行為者に対し適正な処置を行うよう勧告するものとする。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときはその勧告に従うよう命ずるものとする。

(費用の負担)

第12条 環境保全上の支障を排除又は防止するため、市が事業を実施した場合、その事業の必要を生じさせた者に、その事業の実施に要する費用を負担させることができる。

(苦情処理)

第13条 市は、環境に関する苦情及び紛争については、市民又は事業者の相談に応じ、その解決処理を行わなければならない。

(環境保全委員会)

第 14 条 環境保全に関する事項について調査審議を行うため、京田辺市環境保全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第 7 条に規定する事項に関する諸問題を解決するに当たり、必要に応じ調査、検討を行う。

3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

7 京田辺市環境基本計画推進委員会設置条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 京田辺市環境基本計画の推進に関して、必要な事項を審議するため、京田辺市環境基本計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員 18 名以内をもって組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

8 京田辺市環境基本計画推進委員会規則

平成 26 年 3 月 28 日

規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京田辺市環境基本計画推進委員会設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、京田辺市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 事業者を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、環境担当課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

9 用語解説

数字・アルファベット

○ 3R

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での基本的な取組。「①ごみの発生抑制=リデュース (Reduce) 」「②再使用=リユース (Reuse) 」「③再資源化=リサイクル (Recycle) 」の頭文字を取って「3R」（スリーアール）と呼ぶ。なお、3Rのうち、「リデュース」の優先順位が最も高く、次いで「リユース」、「リサイクル」の順で取り組むとされている。

○ BEMS

(Building and Energy Management System : ビルディングエナジーマネジメントシステム)

ビル内の居住環境とエネルギー性能の最適化を図るための管理システム。ビルにおける空調、照明、防災、セキュリティなどの建築設備・機器を対象とし、IT技術を活用して室内環境や設備の状況をモニタリングし、運転管理及び自動制御を行う。

○ BOD

(Biochemical oxygen demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物などによる汚濁の程度を表す指標。微生物が有機物を分解する時に消費される酸素の量で表す。この数値が高いほど有機物が多く、水質の汚濁の程度が大きいことを示す。

○ HEMS

(Home Energy Management System : ホームエナジーマネジメントシステム)

家庭内で使用するエネルギーを節約するための管理システム。家電や電気設備とつなぎ、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで見える化を行ったり、家電機器の自動制御を行う。国は2030年までに全ての住まいにHEMSを設置することを目指している。

○ KES

(Kyoto Environmental Management System Standard : KES 環境マネジメントシステムスタンダード)

2001(平成13)年4月「京のアジェンダ21フォーラム」により策定されたもので、NPO法人KES環境機構が実施している中小企業なども導入しやすい簡易版環境マネジメントシステム。ステップ1とステップ2からなる段階的な環境経営の取組を定めている。ISO(国際標準化機構)と同じく認証登録制度を取っており、京都府の事業者を中心に全国的に登録組織が広がってきてている。

○ PCB

(Poly Chlorinated Biphenyl : ポリ塩化ビフェニル)

ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。絶縁性(電気を通しにくい)、不燃性(燃えにくい)などに優れた特性を有することから、トランスコンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生し、その毒性が社会問題化したことから、昭和47年にPCBの製造は中止されている。

○ PM2.5

(Particulate Matter 2.5 : 微小粒子状物質)

大気中に浮遊している直径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子。大気汚染の原因物質の一つであり、粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺胞など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられている。現在、大気汚染防止法に基づいて、地方自治体によって全国500か所以上でPM2.5の常時監視を行っており、環境省の大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）や地方自治体等のホームページで速報値が逐次公表されている。

あ行

○ 愛知目標

生物多様性条約の3つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を達成するため、2010(平成22)年10月に名古屋で開催されたCOP10(第10回生物多様性条約締結国会議)において採択された2011～2020年までの新たな世界目標。

○ 空き家・空き室バンク

空き家等を「売りたい・貸したい」所有者と「買いたい・借りたい」移住希望者が安心して空き家等を利活用できるよう、空き家・空き室物件の検索や、空き家・空き室に関して相談することができる仕組みのこと。京田辺市では、京都府宅地建物取引業協会と協力して、空き家・空き室対策事業を行っている。

○ アダプト・プログラム

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アダプトとは英語で「○○を養子にする」という意味で、一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が我が子のように愛情を持って面倒をみ(清掃美化を行い)、行政がこれを支援する制度。

○ 一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

○ エコドライブ

省エネルギーと排気ガスの削減に役立つ運転のこと。主な内容として、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

○ エコミュージアム

エコロジー(生態学)とミュージアム(博物館)とをつなぎ合わせた造語。ある一定の地域において、住民の参加により、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、総体として持続可能な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方、またその実践。展示資料の現地保存、住民が参加しての運営などにより、地域を見直し、その発展を目指すことに特徴があり、エコミュージアムは博物館として明確な形態があるわけではなく、さまざまなタイプのものが存在する。

○ 温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出される熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがあるガスのこと。産業革命以来、温室効果ガスの濃度が上昇し、特に近年は、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が起きている。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。また、2015年に三ふつ化窒素が新たに温室効果ガスに加えられた。

か行

○ 外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物種。人為的な影響により、分布域の爆発的な拡大や生息（生育）数が激増し、生物多様性及び生態系サービスに重大な影響を与えている。

○ 環境基準

環境基本法の第16条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

○ 環境教育

自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。

○ 緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物によるCO₂の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と「適応策」がある。

○ 京田辺市 e モニター

市民の意見等を迅速に把握し、施策の企画その他行政運営上の資料として活用し、より良いまちづくりを進めるため、インターネットを利用してアンケート調査を行う事前登録制のモニター制度。京田辺市のホームページから登録可能。

○ 京都議定書

1997(平成9)年12月に京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締結国会議)において採択された議定書。議定書の第一約束機関(2008年~2012年)における主要先進国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの仕組みが合意された。2005(平成17)年2月に発効。

○ 京都の自然200選

市町村及び府民から推薦された自然環境について「京都の自然200選選定委員会」の審議を経て選定。1997(平成2)年7月に設置された「京都府緑と文化の基金」を活用して、京都府内に所在する優れた自然環境を紹介し、これらをはじめとする自然環境の保全について、府民の関心を高めるための取組。

○ 京都府外来生物対策マニュアル

外来生物実態調査結果をもとに、「京都府外来生物専門委員会」の監修を受け、府内に生息する主な特定外来生物の情報や対応法などを取りまとめ、特に被害が大きいアライグマとヌートリアについてより詳細な情報を記載したマニュアル。

府内における外来生物の生息実態及び被害状況を把握するため、「京都府外来生物専門委員会」が設置され、平成17・18年度に外来生物実態調査が行われた結果、603種の外来生物が府内に生息・生育していることが確認された。

○ 京都府レッドデータブック

京都府内で、絶滅のおそれのある野生生物種や緊急に保護を要する地形・地質・自然現象、学術上重要な自然生態系について掲載したデータブック。2002(平成14)年6月に京都府から発刊された。2011(平成23)年から見直し調査等が行われ、平成27年に京都府レッドデータブックと京都府自然環境目録が発刊された。

○ 京都モデルファーム運動

地域の農家や集落で活用が困難な耕作放棄地について、地域・企業・NPO・住民グループなどが協働し、農地の再生・活用に取り組む運動。

本市では、平成26年10月に、オープンファーム京田辺と草内農家組合が京都モデルファーム活用協定を締結し、地域住民と交流を図りながら野菜づくりなどの体験・収穫活動に取り組む活動を行っている。

○ グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境負荷をできる限り小さくし、かつ社会的に配慮された製品やサービスを、環境負荷低減や企業の社会的責任の遂行に努める事業者から優先的に購入すること。

○ 光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

○ 高効率照明

明るさはそのままに、従来よりも光源、点灯装置、器具本体などの効率を高めた発光ダイオード照明(LED)等の照明器具のこと。LEDの場合、同じ明るさの蛍光灯に比べて消費電力が約2分の1であること、材料に水銀などの有害物質を含まないこと、熱の発生も少ないとことなどから、環境負荷が低い照明機器として普及が進んだ。

さ行

○ 再生可能エネルギー

自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

○ 再生資源集団回収事業

日常生活により排出されるもののうち、資源として利用できるものを、地域の団体で回収して資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。本市では、市内の区・自治会・子ども会・婦人会・老人会・PTAなど営業を目的としない団体が、定期的に資源回収業者に引き渡した再生資源（紙類、布類、金属類及びビン類）が対象となり、資源の集団回収活動に対して補助金を交付している。

○ 里山

二次林、農地、ため池などから構成され、多様な動植物の生息・生育空間となっており、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域のこと。

○ 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められている。そのうち、特定の事業活動に伴って発生するものに限定される品目が7種類（業種限定産業廃棄物）ある。

○ 自然共生社会

多様な生き物が生息・生育している環境、いわゆる、生物多様性が守られており、自然の恵みを将来にわたり享受できる社会のこと。

○ 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディージーズ）はSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月に国連で開かれたサミットで、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核となるものがSDGsであり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことを目指して、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した169のターゲットからなる。

○ 市民一斉清掃

まちの美化活動を行う“クリーンアップ京田辺”市民一斉清掃の統一行動日を定め、市民・事業者・行政が一体となり実施する清掃活動。

市民や事業者などの自主的な清掃活動を通して、環境美化に対するより一層の意識高揚を図り、より良い生活環境づくりを推進するため、統一行動日に清掃活動を実施する団体に対して、本市ではごみ袋・土のう袋の提供や集積されたごみの回収を行うなどの支援を行っている。

○ 循環型社会

廃棄物の発生を抑え、資源の循環利用、リサイクルなどに取り組むことで、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

○ 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫

過剰や期限切れの売れ残り等である。

○ すてきなまちなみ支援制度

市民が身近な公共空間である公共施設のサポートーとなりボランティアで公共施設を管理（道路・河川・近隣公園・緑地などの緑化、美化及び清掃活動など）することに対し、市で花苗・種の支給、ボランティア保険の加入、サポートーサインの設置、ゴミ袋等の支給などの支援を行うこと。

○ 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」という3つのレベルで多様性があるとされている。

た行

○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称。農薬の製造や物の燃焼などの過程において非意図的に生成される副生成物で、その毒性は急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

○ 地球温暖化

人間活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガス濃度上昇の原因は、石炭・石油などの化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

○ 地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。

○ 低炭素社会

気候変動の安定化をめざし、化石燃料消費等に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減した社会のこと。

○ 適応策

気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより、温暖化による悪影響を回避・軽減させること。地球温暖化の対策には、この「適応策」と「緩和策」とがある。

な行

○ 名古屋議定書

2010(平成22)年10月に愛知県名古屋市で開催されたCOP10(第10回生物多様性条約締結国会議)において採択された議定書。遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ公平に配分することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することを目的とする。2014(平成26)年10月に発効。

○ ナラ枯れ

ナラ類、シイ・カシ類の樹木を枯らす病原菌と、その病原菌を媒介する昆虫（カシノナガキクイムシ）による樹木の伝染病のこと。

○ 燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーで電力を発生させる装置のこと。クリーンで高い発電効率が得られることから、地球にやさしい発電方法として期待されている。

は行

○ ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。

○ パリ協定

気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、地球温暖化対策に関する2020年以降の新たな国際枠組み。平成28年（2016年）発効。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。

○ フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。

ま行

○マイクロプラスチック

マイクロプラスチックとは一般的に粒径5mm以下の細かなプラスチックのことを言い、環境や生態系への影響、とりわけ海洋プラスチックによる海洋生物や生態系への影響が懸念されている。発生源としては、環境中に投棄されたプラスチックごみが微細化したもの、日用品中のプラスチック粒子が下水処理場等で完全に除去されず環境中へ流出したもの等とされている。

○マイバッグ

買い物時に持参し、購入したものを入れる袋のこと。スーパーなどで買い物時にレジ袋をもらわないことにより、ごみ減量とその意識の向上や資源の節約の達成等を目的としている。なお、レジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えいただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として、令和2年7月よりレジ袋有料化がスタートすることが決められた。

○マイボトル

プラスチック等の使い捨て容器に入った飲料ではなく、繰り返し使える水筒や飲料等ボトル（マイボトル）

ル) を利用する取り組みのこと。

○ マツ枯れ

マツノザイセンチュウと、この線虫を樹木から樹木へ伝播させるマツノマダラカミキリにより引き起こさせる樹木の伝染病のこと。

○ 緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物でつくる自然のカーテン。
ベランダや軒下に生育させることで真夏の暑い日差しを避けることができ、過度な冷房を抑制し、CO₂排出削減にもつながることが期待される。